

(令和2年4月1日)

## 肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者負担金の改定額

肉用子牛1頭当たりの生産者負担金の額

(単位:円/頭)

品種区分	生産者積立金	生産者負担金		
		道内に住所のある契約生産者	道外に住所のある契約生産者	
			都府県の助成が有る場合	都府県の助成が無い場合
黒毛和種	1,600 (1,200)	400 (300)	400 (300)	800 (600)
褐毛和種	6,000 (4,600)	1,500 (1,150)	1,500 (1,150)	3,000 (2,300)
その他の肉専用種	18,800 (12,400)	4,700 (3,100)	4,700 (3,100)	9,400 (6,200)
乳用種	6,800 (6,400)	2,400 (2,200)	1,700 (1,600)	3,400 (3,200)
交雑種・乳	3,200 (2,400)	1,100 (700)	800 (600)	1,600 (1,200)

(注1) 国の生産者積立助成金

各品種とも生産者積立金の1/2

(注2) 北海道の生産者積立助成金

黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種は生産者積立金の1/4

乳用種は定額1,000円、交雑種・乳は定額500円

(注3) 都府県の助成がある場合の生産者負担金

各品種とも生産者積立金の1/4

(注4) 都府県の助成がない場合の生産者負担金

各品種とも生産者積立金の1/2

(注5) 表の( )内は、令和2年3月までの生産者積立金及び生産者負担金の単価